

令和元年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）

1 基本的な考え方

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを把握することにより統計法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- なお、本審議は、令和元年度末までの各府省の取組状況についての報告を受けて行うものであり、令和 2 年 6 月に基本計画に新たに反映した事項は対象外
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より 1 か月遅れて報告を受けたところ。一方、関係府省における取組の更なる推進を促すため、早急に本審議を行う必要があり、令和元年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議を行うことを想定

2 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体の流れ

以下のとおり、想定（別添参照）

- 7月の企画部会において審議の進め方及び審議事項の選定の考え方を決定
- 8月の企画部会で具体的な審議事項を決定
- 9月の企画部会で審議
- 10月の企画部会で審議結果を取りまとめ

（スケジュールについては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適宜見直し）

(2) 審議事項の選定の考え方（案）

基本計画別表に掲げられた事項の中から次の 3 点を考慮し選定する。

- ① 実施時期が令和元年度（平成 31 年度）内とされている事項（14 件）
- ② 実施時期が令和元年（年度）（平成 31 年（年度））からとされている事項（9 件）
- ③ 実施時期が令和 2 年（平成 32 年）調査の企画時期までとされている事項（4 件）

その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て具体的な審議事項を決定

審議事項の件数については、新型コロナウイルス感染症に係る担当部局の業務の状況やスケジュール等を考慮し、数件程度を想定。

(3) 審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議部会

企画部会で審議を行う。ただし、国民経済計算に関する案件については、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において議論し、その結果を踏まえ対応する。

令和元年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

7月 統計委員会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託



7月 企画部会

- ・ 審議について審議事項の選定の考え方、審議候補事項及び審議件数見込み、審議の進め方を説明



8月 企画部会

- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示
- ・ その場で協議し、審議事項を最終決定



9月 企画部会

- ・ 審議



10月 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定